**「PET撮像施設認証（診療用）」のための誓約書**

年　　　月　　　日

一般社団法人日本核医学会殿

このたび、下記監査報告書に基づいて貴学会（以下「学会」）にPET撮像施設認証（診療用）を申請するにあたり、認証を受けた場合は、その後当該PET検査を診療として実施するにあたっては下記の項目を遵守し、監査報告書の内容に従って標準的で質の高いPET検査を実施することに努めます。

監査報告書の日付（報告日）：

監査機関名：

PET施設名：

PET検査種目名：

PET装置メーカー・機種・固有番号：

記

1. 監査で確認された撮像管理体制を維持するとともに、監査で確認された関連機器すべて(PET装置、ドーズキャリブレータなど)について製造業者の推奨及び関連法規に従って点検や較正などを実施します。
2. 監査で確認された事項（組織体制、関連機器、部屋や環境など）に何らかの変更が生じた場合には、PET検査の質を維持するために、手続き、手順の変更、点検や較正、データ収集などの処置を必要に応じて行い、その記録を残します。
3. 特に理由がない限り、通常の診療では、学会が制定し監査で確認された標準的撮像プロトコールでPET検査を実施することに努めます。
4. 上の３項目に関して、学会またはその意を受けた指定監査機関が照会や調査を行い、また必要に応じて再監査を求めた場合には、これに協力し、その助言や指導を受け入れます。
5. 前項にもかかわらず学会が定める認証の基準が満たされず、または本誓約書を遵守せず、これらに改善の見込みがないと学会に判断された場合には、認証を取り消されても異議はありません。
6. 本誓約書を撤回する場合は、その旨を学会に速やかに連絡し、取得した認証状および認証の有効性について学会の指示に従います。

　医療機関名：

医療機関の長の氏名と印：